

別紙様式第7号(第21条第1項関係)

第 期 { 年 月 日から
年 月 日まで } 損益計算書

年 月 日 作成 住 所

年 月 日 備付 労働金庫連合会名

理 事 長 氏 名

科 目					金 額
経 常 収 益	資 金 運 用 収 益	貸 出 金 利 息	預 け 金 利 息	買 入 手 形 利 息	×××百万円
	コ ー ル ロ ー ン 利 息	買 現 先 利 息	債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	有 価 証 券 利 息 配 当 金	×××
	金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	そ の 他 の 受 入 利 息	役 務 取 引 等 収 益	受 入 為 替 手 数 料	×××
	そ の 他 の 役 務 収 益	そ の 他 の 業 務 収 益	外 国 為 替 売 買 益	商 品 有 価 証 券 売 買 益	×××
	国 債 等 債 券 売 却 益	国 債 等 債 券 償 還 益	金 融 派 生 商 品 収 益	そ の 他 の 業 務 収 益	×××
	そ の 他 の 経 常 収 益	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	償 却 債 権 取 立 益	株 式 等 売 却 益	×××
	金 銭 の 信 託 運 用 益	そ の 他 の 経 常 収 益	経 常 費 用	資 金 調 達 費 用	×××
	預 金 利 息	預 讓 渡 性 預 金 利 息	借 用 金 利 息	売 渡 手 形 利 息	×××
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	売 現 先 利 息	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー 利 息	×××
	金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	そ の 他 の 支 払 利 息	役 務 取 引 等 費 用	支 払 為 替 手 数 料	×××
	そ の 他 の 役 務 費 用				×××

そ	の	他	業	務	費	用		×	×	×
外	国	為	替	売	買	損		×	×	×
商	品	有	価	証	券	売	買	損		×
国	債	等	債	券	売	却	損		×	×
国	債	等	債	券	償	還	損		×	×
国	債	等	債	券	償	却	損		×	×
金	融	派	生	商	品	費	用		×	×
そ	の	他	の	業	務	費	用		×	×
経									×	×
人			件			費			×	×
物			件			費			×	×
税						金			×	×
そ	の	他	経	常	費	用			×	×
貸	倒	引	当	金	繰	入	額		×	×
貸		出	金		償	却	損		×	×
株	式	等	売		却	損			×	×
株	式	等	償		却	損			×	×
金	銭	の	信	託	運	用	損		×	×
そ	の	他	資	産	償	却	損		×	×
退	職	手	当		金				×	×
そ	の	他	の	経	常	費	用		×	×
経	常	利	益(又	は	経	常	損	失)		×
特	別		利		益					×
固	定	資	産	処	分	益			×	×
負	の	の	れ	ん	発	生	益		×	×
金	融	商	品	取	引	責	任	準	備	金
そ	の	他	の	特	別	利	益			×
特	別		損		失				×	×
固	定	資	産	処	分	損			×	×
減		損	損		失				×	×
金	融	商	品	取	引	責	任	準	備	金
そ	の	他	の	特	別	損	失			×
税	引	前	当	期	純	利	益(又	は	税	引
法	人	税、	住	民	税	及	び	事	業	税
法	人	税	等	調	整	額				×
法	人	税	等	合	計					×
当	期	純	利	益(又	は	当	期	純	損	失)
繰	越	金	(	当	期	首	残	高	)	×
・	・	・	・	積	立	金	取	崩	額	×
当	期	末	処	分	剰	余	金(又	は	当	期
										末

(記載上の注意)

1. 労働金庫法第32条第5項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
2. 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
3. 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
4. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。

5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、繰越金(当期首残高)の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
7. 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
 - (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
8. 出資1口当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額を銭単位まで注記すること。
9. 労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等との取引に関する事項を注記すること。
10. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併(法第62条の3に規定する吸収合併をいう。以下同じ。)により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること(新設合併(法第62条の4に規定する新設合併をいう。以下同じ。)の場合についても同様に扱うものとする。)。
 - (1) 計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫(法第62条の3に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。)の業績の期間
 - (2) 当該吸収合併に要した支出額及びその科目名
11. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること(新設合併の場合についても同様に扱うものとする。)。
 - (1) 計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間
 - (2) 吸収合併消滅金庫の取得原価及びその内訳
 - (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額
 - (4) 負ののれん発生益の金額及び発生原因
12. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
13. 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下13. において同じ。)、修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下13. において同じ。)又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金(当期首残高)に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金(当期首残高)を区分表示すること。